

魚沼民商だより

2020年
5月18日
第2202号

946-0032
発行 魚沼民主工商会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:jumisyo@ose.com.ne.jp

新型コロナウイルスの影響から商売を守ろう!

16日、「安倍政権が緊急事態宣言の対象を全国に拡大したことでも中小業者は事業継続の危機を迎えています。30日によく予算案が成立して支援策の申請が始まりました。様々な制度を利用してコロナ危機を乗り切り商売を守りましょう。

連休明けの1日には、「持続化給付金の入力出来ない箇所がある。いろいろやつて見たけどダメなんだけど…」「申請する前に、書類をみてもらひに来た。アイバッテで出来るかな?」「なんとか今月の家賃は払ったけど、賃貸料の減免って何かないろか。」の問い合わせの電話や来所が絶えませんでした。

一番問い合わせの多いのは…

持続化給付金

個人事業主 上限100万円
法人 上限200万円
対象は事業の継続に意欲のある方で、ひと月の売上が前年度同月比で50%以上減少している事業者で基本的にはインターネット申請です。(紙媒体の申請は出来ません)必要書類として2019年分確定申告書控え、売上減少証明書となっていますが事前に全て用意・保存等を行いメールアドレスを確認後、申請した方がスマートに出来ます。



カラオケ等の著作権使用料の減免について

全商連は3月27日日本音楽著作権協会(ジャスラック)へ新型

コロナウイルス感染症の影響を受ける著作権使用料を減額・免除するように要望しました。4月21日、ジャスラックは「店舗ごとに柔軟に対応」と回答しています。1ヶ月単位から利用できない期間の割合に応じて減免できる様になり、月ごとに申請します。

休業日数	1～7日	25%減免
休業日数	8～15日	50%減免
休業日数	16～23日	75%減免
休業日数	24～31日	100%減免

申請はインターネットかFAXで、事後提出でも認めています。



新潟県の休業要請に係る協力金について

新潟県の休業要請(4/24～5/6)に応じた休止や時間短縮した事業者に協力金が支給されます。

バー・スナック等は休業、居酒屋を含む飲食店は短縮営業(午後8時、アルコールは7時まで)

* 協力金 1事業者 10万円
* 申請期間 5/1～6/30

* 申請書類 協力金申請書、営業実態が確認できる書類(確定申告書や営業許可証の写し)

* 休業状況が確認できる書類
店頭の張り紙等の写真
申請は郵便(書留)かインターネットで受け付けます。

また休業要請に伴い5/7日まで休業した場合は再度申請します。

安倍首相は「中小業者の厳しい状況は痛いほど分かる。」と言つておきながら一人10万円の特別定額給付金や子育て世帯への臨時

特別給付金は非課税、持続化給付金や自治体の協力金、雇用調整助成金は課税されます。本当に分かっているのか?疑問です。

法律相談のお知らせ

日 時 5月 20日(水)
午後1時より
会 場 民主工商会事務所
弁護士 大澤 理尋 先生
(新潟中央法律事務所)
相談料 3,000円
※事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。

第66回新潟県母親大会開催について

この状況の中、現地実行委員会や県母親大会実行委員会も開催出来ていません。8月23日に予定していた第66回新潟県母親大会は中止とします。しかしながら、継続していく母親大会を途絶えさせたくないと言う意見も沢山ありますので、後日規模縮小して開催するかは今後コロナ感染症の収束状況を考慮して実行委員会を開催して決定します。

役員会で「民商総会までには拡大支部目標達成しよう」と話合い日程を決めた後に緊急事態宣言が発出されましたが、コロナ対策を行つて電話かけの拡大統一行動を行いました。

参加者は「短期読者に継続をお願いしたら、コロナ対策の色々載つていて為になるよ」と言ってOK!だった。「この間一緒になった商店の母ちゃんに聞いてみようか?」次々と電話をかけを行いました。夕飯を配達してもらった松井さんは「隣の飲食さんに商工新聞購読お願いしてきたから」と一部拡大しました。

民商総会までにはコロナ感染症が収束して美味しいお酒を飲めるようになって欲しいものです。